

Title	サー・ジェイムズ・ステュアートと経済学における歴史主義
Sub Title	Historicism and the system of political economy : the case of Sir James Steuart
Author	小林, 昇
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1983
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.特別号 (1983. 2) ,p.922(6)- 937(21)
JaLC DOI	10.14991/001.19830201-0006
Abstract	
Notes	高橋誠一郎名誉教授追悼特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19830201-0006

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

サー・ジェイムズ・ステュアートと 経済学における歴史主義

小林 昇

I 『法の精神』以後

モンテスキューの『法の精神』⁽¹⁾ (1748年)は18世紀の中央に聳立する社会科学の巨編であった。経済学がまだ法学の一部であり、しもべであったこの時代においては、やがて前者の独立を果たしたアダム・スミスの『国富論』(1776年)といえども、急激な普及という点では『法の精神』に比肩しうべくもなかった。したがって18世紀後半における西欧の社会科学史は、『法の精神』の継承および批判という視点を軽視して描くことを許されない。マイネッケの『歴史主義の成立』(1936年)が苦慮のすえヴォルテールの章のあとにその同時代人のモンテスキューの章を位置づけたのは、後者が前者にまさって、次代への直接の精神的源泉としての重い意義を持つからであった。

モンテスキューの思想と学問とは、その保守主義的基盤にもかかわらず、それが蔵する混沌と矛盾とのゆえにかえって、現代になお生命を保っており、この生命力の点ではルソーと双壁を成すといえよう。しかし本論説は巨人モンテスキューを直接に分析の対象とするものではない。むしろ、彼を序節に置いたうえで、その弟子であり批判者であるという立場から「経済学の最初の体系」を樹立したサー・ジェイムズ・ステュアートの学問的作業を、その方法的特質とその歴史的洞察とに即して簡潔に追尋するのが目的である。だが、なぜいまステュアートが対象になるのか。

マルクスはボアギユベールをフランスにおける古典派経済学の父としたけれども、社会学者としてもっとも豊饒なモンテスキューと古典派経済学とのかかわりもまた、フランス・イギリス両国の経済思想史のそれぞれの一章として、そのごの研究史を持つに至っている⁽²⁾。しかし他面ではふしぎなことに、イギリスの社会・経済思想史にかんする分野では、いわゆるスコットランド歴史学派

注(1) Montesquieu, *De l'esprit des lois*, 1748 (éd. Garnier).

(2) わが国での最近の業績だけをあげれば——とくに、津田内匠教授の「モンテスキューと古典派経済学」(『経済研究』15巻3号, 1964年)以来最近に至るまでの一連の諸論説、大森郁夫「ジェイムズ・ステュアートにおける〈国民の精神〉について」(『早稲田商学』274・275号, 1978年)、田中秀夫「ジョン・ミラー研究」[1](『甲南経済学論集』23巻1号, 1982年)、等。

→スコットランド啓蒙への深い関心は、the great Montesquieu を直接に継ぎつつ「諸法の精神」(l'esprit des lois) を「諸国民の精神」(spirit of the nations) に鋳直した——そうしてそれによって近代的商品生産の全般的認識と経済科学の樹立を果たした——、ステュアートの大著『経済学原理』(1767年)⁽³⁾における、きわめて深刻に自覚された歴史主義的方法にもとづく緊密な体系を、明示的にまた暗黙裡に、ほとんど無視しつづけているのである。

たとえばミークは、「ステュアートと18世紀のスコットランド歴史学派の人々との固い知的親類関係を明白に認識し、すすんで、「ヒューム、スミス、ケイムズ、ロバートソン、ファーガスン、ミラーのような人々は、ステュアートの政治的見解に反対し、彼の経済学をほとんど省みはしなかったが、それでも彼らは、自分たちの開拓しつづけた〈理論的ないし推測的歴史〉の分野では、ステュアートを一種の同志として認めていたことがたしかである」と述べた⁽⁵⁾。しかしここでミークは、S. R. センの没歴史的な「ステュアート復興」の⁽⁶⁾ところみに対する批判の意識がつかつたために、『原理』の経済学体系の『国富論』のそれに比べての遅れを指摘してケインズの学史を却ける努力に集中し、ステュアートがスミスの直前にあって行なった巨人的な知的作業の意義を認識していない。『原理』はただ理論体系として評価されていないだけでなく、スコットランド歴史学派に「同志」的にかかわるその歴史主義的方法も、まったく無視されているのである。

そのうえミークは『原理』に対して、『国富論』に対するばあいと同様に、その歴史主義的方法を支えまたその方法の成果でもあった独自の洞察に、すなわち、それがモンテスキュー的方法の母斑を脱しつつ混沌を整理しえた、世界史における近代社会の特質とその成立事情とにかんする基礎過程への——経済史的領域での——直観的把握に、しかるべき関心を払っていない。彼がテュルゴ、スミスその他におけるいわゆる4段階説の成立という問題の研究に深入りして唯物史観の早史をここに求めつづけてつづ、スコットランド歴史学派の成果をスミスの『法学講義』の段階に集中させることに終ったのは、この欠陥のためであった⁽⁷⁾。

A. S. スキナーは、ミークのばあいとは逆に、ステュアートをあまりにもスミスに近接させ、両

注(3) Sir James Steuart, *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, 2 vols., 1767. 本論説では *The Works . . . of Sir James Steuart*, 6 vols., 1805 を用いる。Principles はその vol. I—IV. 詳細には『小林昇経済学史著作集』V (『J・ステュアート研究』) を見よ。加藤一夫訳『経済学原理』(3冊, 第1・第2編の訳) は Works 版のページを示す。

(4) 相対主義→類型論と絶対(普遍)主義→段階論とのあいだの Spannung の領域を耕す方法がそれであると、仮りに規定しておく。

(5) R. L. Meek, *The Rehabilitation of Sir James Steuart*, in do., *Economics and Ideology and Other Essays*, 1967, p. 13. 時永淑訳『経済学とイデオロギー』17—18ページ。この論説は最初 *Science and Society*, Fall 1958 に *The Economics of Control prefigured by Sir James Steuart* という題で掲載され、のちにスキナーの諸論文を参照して改訂された。引用部分はほぼ不変。

(6) S. R. Sen, *The Economics of Sir James Steuart*, 1957.

(7) ミークに対するわたくしの批判として、小林『著作集』II (『国富論研究』[2]), 245ページ以下を見よ。『国富論』第5編に見られる4段階説は、体系を支えるほどの意義を持たない。

者の経済理論を平板に連結させているために、ここでも、『原理』の歴史主義的方法の独自性が確認されていない。スキナーは、『国富論』に対する『原理』の理論的基盤の遅れを軽視することによって、この遅れのためにかえってステュアートに冷静公平な史眼があたえられたこと、『法の精神』の秩序立った克服がまずこの史眼によって可能だったことを、知覚していないのである。この欠陥は、ステュアートにかんする彼の多数の論説を一貫している。彼には、原始蓄積の過程を『原理』によって理論化したステュアートの歴史的立場についての正当な認識がないというべきであろう。彼の最近の論説はつぎのように述べている。「スミスはステュアートの本が自分の限定した用語のとおり、重商主義者の文献という広いカテゴリーにははまらないということを十分に知っていたであろう。しかし同時に、その本が同時代の環境における経済現象にかんしては正統的な（legitimate）⁽⁸⁾ 解釈を示すものだというをも、認めていたのである。」⁽⁹⁾ この見解は、妥協的でありながらも結局は経済学史に対する一つの独断であり、ミークも採りえないものであろう。

『原理』には保守的なものと前進的なものとが特有のバランスを保ちつつ結合しており、体系的矛盾はその奥深くに蔵されている。それはステュアートがジャコバイト貴族として、スコットランド啓蒙に提携し合ったウィッダ（広義）の知識層からはみ出すことをしいられた反面、大陸諸国を遍歴しつつ大ブリテンを母国とする失意冷眼の「世界市民」という、特有の高みからその社会科学体系を築きえたという事情に由来する。そうしてこの人物によってこそ、『法の精神』は確実に一段新しい場所ですでに鑄直されたのであった。だから、モンテスキューの思想がいわゆる「ポスト・モンテスキュー的認識」としてスコットランドの学界のなかで昇華し、スミスを経てジョン・ミラーにまで至るにあたって、⁽¹⁰⁾ ステュアートの労作の意義は——孤独ではあったとしても——きわめて大きかったといわねばならぬのである。こういうステュアートへの評価として最後に残ることばは、マルクスのつぎのものであろう。——「スミスヤリカードウがまだまったくその肩のうえに立っている18世紀の預言者たちの目には、このような18世紀の〔ロビンソンの〕個人が……、すでに過去の存在になった理想として浮かんでいるのである。……多くの点で18世紀に対立し、また貴族としてより多く歴史的基盤のうえに立つステュアートは、すでにこのような素朴さからまぬがれている。」⁽¹¹⁾

しかし、『原理』全5編の根幹部分であるその第1・第2編が南独のチュービンゲンで成ったのは

注（8） ステュアートを対象とするスキナーの諸論説については、小林『著作集』V（前掲）57-58ページを見よ。そのほか最近のものに、Sir James Steuart: Author of a System, *Scottish Journal of Political Economy*, vol. 28, No. 1, 1981がある。彼の最新の論説 A Scottish Contribution to Marxist Sociology?, in Bradley and Howard (ed.), *Classical and Marxian Economics*, 1892はミークによる4段階説の重視を批判しているが、ステュアート自体には大きい関心を寄せていない。

（9） A. S. Skinner, Sir James Steuart: Author of a System, *op. cit.*, p. 39-40.

（10） 世界市民—citizen of the world. Cf. Steuart, *Works, op. cit.*, I, p. 4. おなじ表現はJ. タッカーにもある。

（11） 田中秀夫、前掲、63ページを見よ。なおこの論説では、モンテスキュー（法の諸体系の比較研究）からスミス（経済構造の分析）への問題意識の深化が、前者の広い影響とともに指摘されている（66-67ページ）。

（12） マルクス「[経済学批判への]序説」。MEW, 13, p. 615-616.

すでに1759年のことであったが、その全編の公刊は67年のはじめであって、ヒュームがこの大冊の草稿を読んだのはほぼその前年であると推定される⁽¹³⁾し、またスミスはおそらくは、『原理』をフランスから帰国後にロンドンで買い、これを『国富論』を書くべきカーコーディの書齋へ持ち帰ったのであった。だから、『原理』のエッセンスの成稿とそのスコットランドの学界への浸透→metamorphosisとのあいだには、年代的にかなり大きい隔りがある。まして、『原理』の緊密な経済理論体系は、すでに1767年のイギリスにおいては——おいてのみは⁽¹⁴⁾——、『国富論』の出現の予覚のうちに時代遅れのものとして遇される運命にあり、それとともに、『原理』の樹立した、経済学における歴史主義的方法も、そのメリットを忘却されることとなったのであった。すなわち、『法の精神』の最良の果実は味われずに罷んだのである。

だが、理論史・思想史における継承・批判の関係はきわめて複雑であって、その地下水脈の部分はとくに見分けがたい。したがって、『法の精神』が『原理』において最初に施回させられて最初の経済学体系を、しかもおなじく歴史主義的な——そうしていっそう練りあげられた——方法の自覚のうえに、「歴史の道標」(historical clue)⁽¹⁵⁾を頼りに成立させたという事情は、それをあきらかにすること自体に意義があるだけでなく、この事情の細部が知られたとき、それは意外な地下水脈の発見にもあるいは寄与できるであろう。『原理』という樹海は迂回されてはならない。

II ヒュームのかかわり

『原理』はきわめて謙抑な態度で書かれてはいるが、批判と論争とを避けてはいない。その第1・第2編だけに限って言えば、第1編では当時の学界のトピックの一つであったウォーレス＝ヒュームの論争においてヒュームに加担し、第2編では一転して、モンテスキュー→ヒュームの機械的な貨幣数量説を詳細に批判すると同時に、モンテスキューの風土決定論(とされるもの)およびその奢侈論に異を唱えて、みずからのなじんた『法の精神』の世界からの離脱をはかっている。そうして、一方でヒュームはこの古典へのもっとも早い批判者であったから(後出)、モンテスキュー(1689—1755)、ヒューム(1711—1776)、ステュアート(1713—1780)の三者の同時代のかかわりは微妙である。

ヒュームは彼の『人性論』(1739—40年)を刊行ののち、41年に *Essays, Moral and Political* の初版を出し、48年にはその増補改訂版である第3版を出した⁽¹⁶⁾。そうして、これにあらたに追加さ

注(13) 小林『著作集』V(前掲), 29ページ。

(14) この事実については、小林昇「マルクスまでのステュアート」(福島大学『商学論集』50巻1号, 1981年)を見よ。

(15) 後出。

(16) Cf. T. E. Jessop, *A Bibliography of David Hume and of Scottish Philosophy . . .*, 1966, p. 15-17.

第3版は筆者所蔵のものを用いる。

れた3編のエッセイのなかに、おなじ48年に出版されたばかりの『法の精神』の風土決定論への批判と見なしうる、“Of National Characters”と題する1編が存する。

ヒュームはカンティロン、ステュアートらとおなじく、いわゆる4段階説を構成せず、この方向でのモンテスキュー克服の努力は行なわれなかったから、風土決定論をめぐる対立がこの両者のあいだで重要となる。もっとも、『法の精神』の出版（1748年10月末）と *Essays* のそれ（同年11月18日。グレゴリオ暦に直して11月29日）とのあいだの日数はきわめて短く、この事実は、この年の秋にイタリアのトリノで『法の精神』を読んだというヒューム自身の証言に疑いを抱かせるに足るが、一方では、ヒュームがこの古典のゲラ刷りの内容を聞きしえたはずだという、有力な考証もなされている。⁽¹⁷⁾ともあれヒュームの当面の論説は、『法の精神』のふくむ風土決定論といわれるものの内容と見なしうるどころに対して、国民の性格形成におよぼす自然的要因（physical causes）の力は社会的要因（moral causes）の力の明白であるのに比べれば疑わしいと反論し、その根拠として、(1)領土の大きい国が久しく存続すると、その領土内の気候風土の多様さにもかかわらず、国民の性格にきわめて大きい一様性が生ずる、(2)これに反して小国同士のあいだでは、距離が近く風土はこととならなくても、両者の習俗の截然とことなる例があり、アテネとテーベとのばあいがある⁽¹⁸⁾がそうである、——以下九つのものをあげている。⁽¹⁹⁾

ヒュームのこの思想はもとから彼のものであった。*Essays* の第2版（42年）がすでにふくむ“Of the Rise and Progress of Arts and Science”⁽²⁰⁾では、自由な国家に生ずる基本的技術（必需品産業）が風土の相違をこえて伝播し、それが君主国で洗練された技術（奢侈品産業）を、ひいては開明君主制をも生じさせると述べられているのであって、ヒュームはこのみずからに固有の、アートとサイエンスとが普遍史の推進力であるとする思想を、“Of National Characters”によって『法の精神』から守ろうとしたのだと考えられる。*Essays* がやはりその第2版以来収めている論説“The Stoic”は、art, skill, labour, intelligence とともにインダストリを論じて、「すべての物は skill

注 (17) Cf. *The Letters of David Hume*, ed., by J. Y. T. Greig, 1932, Letter 65: To President de Montesquieu, Londres, 10 avril 1749. (p. 133.) ヒュームのフランス語の力からして、この長文の手紙は自筆ではないという推測がある。それはつぎに掲げるシャムレーの論説に示されている。

(18) Cf. Paul Chamley, *The Conflict between Montesquieu and Hume: A Study of the Origin of Adam Smith's Universalism*, *Essay on Adam Smith*, ed., by A. Skinner and Thomas Wilson, 1975. 当時オーストリア継承戦争の外交的局面の一端を担ってトリノに滞在していたヒュームは、『法の精神』の印刷中だった至近のジュネーヴからの情報をいちやく捕える機会があったという。

(19) 「風土の支配力はすべての支配力中で第一のものである」(*De l'esprit des lois*, xix. 14)。「多くの事物が人間を支配している。気候・宗教・法・政体の原理・過去の事物の例・習俗・生活様式。そこからその結果である一般精神(esprit général)が形成される」(xix. 4)。「アッティカの土地の不毛は共和政体を成立させ、スパルタの土地の肥沃は貴族政体を成立させた」(xviii. 1)。むしろ、『法の精神』を風土決定論だと截断することは当たらない。この論点はいまは省略に従う。

(20) Cf. Hume, *Essays* . . . , 3rd ed., p. 268 ff. モンテスキューでアテネとスパルタ（上注）であったものが、ヒュームではアテネとテーベであり、しかも結論は逆である。

(21) このエッセイの分析として、田中秀夫「ヒュームの学問・技芸論」(『経済論叢』123巻1・2号, 1979年)がある。

と labour とに対して売られる。そして自然が材料を提供するばあい、それらはまだ粗末であり未完成なのであって、やがてインダストリが一貫した積極性と聡明さを以て、それらを粗笨な状態から洗練し、人間の用と便益とに適合せしめる⁽²²⁾と述べていたのであった。ここに、ヒュームのモンテスキュー批判が前者のインダストリ論と結合するものだったことが知られるが、ヒュームに⁽²³⁾あって処女作『人性論』以来のこの思想が、*Political Discourses* (1752) の経済諸論説とくにその“Of Commerce”における近代社会の経済的特質の把握に、そういうものとしての新鮮な歴史理論（「推測の歴史」の一類型）に、成熟したことは、見やすいところであろう。対ウォーレス論争におけるヒュームの基本的立場もこのインダストリ論にあった。

ステュアートはヒュームのこういうインダストリ論を継承し、これに独自のより洗練された奢侈論（有効需要論）を組み合わせつつ、『原理』の展開をはじめたのであって、このかかわりにおいて、⁽²⁴⁾彼はヒュームとともにモンテスキューの風土決定論を批判し、またその奢侈論にも疑問を呈している。「〔特別な〕自然的利益は別としてすべての国民はトレードにかんしては対等の立場にある。インダストリや労働は、節儉や中庸とおなじく、場所に属する性質ではない。こういう主張は、多くの法律や慣習の起源を、また宗教のそれをさえも風土の作用にもとづいて推論したド・モンテスキュー氏の原理からすれば、疑いをはさまれるであろう。……〔しかし〕このような結果に政治的なふつごう (political inconvenience) がともなうばあいには、これらの原因がその自然的かつ直接的な結果をもたらすことは、とうていありえないと考えられる」(I, p. 363)。——この political inconvenience の語はヒュームの moral causes の語を想起させるであろう。なおモンテスキューの奢侈論に対しては、『原理』は、「財産の平等が奢侈とぜいたくな消費とを熄ましめるだろうと信じる人々が一部にはいる。とりわけ、わたくしがこのうえなく尊敬する著者である、……かのド・モンテスキュー氏がそうである。だがわたくしには、彼の考えかたが明晰だとはとうてい思われなかった」(II, p. 43) と前置きしたうえで、インダストリの存在を前提すれば大衆のなかに剰余がつねに生産されるのだから、貧富の相対的な差があるばあいにも奢侈すなわち剰余の消費はなくならない、これを避けるにはスパルタの平等以外には考えられない、と論じている。ここでも『原理』は、*Political Discourses* の奢侈論に拠りつつそれを明確化しているのである。

このかぎり、ステュアートはヒュームと結んでモンテスキューに対抗している。しかしステュアートがヒュームの *Essays* を読んだという直接の証拠は見あたらず、*Political Discourses* でさえ、大陸に流寓中の身として、これをフランス訳で用いたのであった (II, p. 85)。ヒュームの *Political Discourses* は、1754年に2種類のフランス訳が出、やがてステュアートにしたがえば、

注 (22) Hume, *op. cit.*, p. 203 f. 『法の精神』は、「商業の精神は諸国民を結合し」て平和にみちびく (xx・2) という観点をインダストリの問題と結合させなかった。

(23) ただしここでヒュームは、インダストリを近代的生産力として十分に把握するには至っていない。

(24) 簡単には小林『著作集』I (『国富論研究』〔1〕), 第1論説第1—第4章を見よ。

「ヨーロッパではそれを自国語で読ませてもらえない国民はほとんどない」（II, p. 85）という状態になるのだが、⁽²⁵⁾上記のように、『原理』の根幹部分がチュービンゲンで完成したのは1759年であって、推測を冒していえば、『法の精神』の影響下に独自の体系の建設をこころざしたステュアートは、やがて同国人ヒュームの新しい影響を受けつつ、急速に『原理』の高みに到達したものであろう。——ステュアートがジャコバイトの乱に坐して1746年以来大陸に流寓の身となり、南仏のアングレームで『原理』の構想を抱いたのは50年ごろのことと思われ、⁽²⁶⁾したがって新刊の『法の精神』がその著者と相似の法曹貴族であったステュアートの最初の真剣な省察の対象であったということももっとも自然に考えられるし、彼はやがて54年にパリに出て、メルシエ・ド・ラ・リヴィエールに迎えられ、⁽²⁷⁾当のモンテスキューやおそらくは父ミラボーにも会ったのであった。The great Montesquieuの主著と『原理』とのかかわりはこのようなものだったのである。

したがって、『原理』の冒頭に、その方法の基礎として、**相対主義→類型論的認識**の特徴を示す *spirit of a people, spirit of the nations* 等の語が瀕出することと、これらの語の含意を示すことばとして、「*political economy* という大きいアートは、まず、その持つさまざまな作用を、国民の精神、風習、習慣、あるいは慣習 (*spirit, manners, habits, and customs of the people*) に適合させることにあり、そうしてそのうえでこのような諸事情を、一連の新しくいっそう有益な制度 (*institutions*) の建設が可能なかたちに形成することにある」（I, p. 3）という表現があることは、『原理』の方法と『法の精神』の方法とが前者において自覚的にオーヴァラップしていたことを示すものというべきであろう。そうしてモンテスキューが（特定の場所と時代とにおいて）人間→国民を支配する気候・宗教・法・政体の原理・過去の事物・習俗・生活様式等の諸要因を「一般精神」⁽²⁸⁾ (*esprit général*) の形成という点に帰結させたのに対して、ステュアートは（さきの引用からも知られるように）、上の諸要因のなかから自然的要因を外したうえで、「*spirit of a people* は、道徳と政治と生活様式 (*morals, government, and manners*) という三者について人々のあいだで容認された一連の見解のうえに形成される。こういう見解は、ひとたび広く社会に受容され、不変の習慣によって強固になり、誰も疑わぬものとなるときには、あらゆる法の基礎〔!〕を形成し、すべての政体を規定し、いわゆる一国の慣習を形成する」（I, p. 10）と述べた。『原理』の出発したのが『法の精神』の精神的風土からであったことが、このことばからもうかがえるであろう。

注 (25) ただし上掲の Jessop によれば、*Political Discourses* のフランス語以外の訳は、『原理』第1・第2編の完成（1759年）までには出てない。

(26) Cf. A. S. Skinner, *Biographical Sketch: The Life of Sir James Steuart-Denham 1713-1780*. in Steuart, *Principles*, ed. by Skinner, vol. I, p. xxxvi.

(27) Cf. *ibid.*, p. xxvii. ただしわたくしはまだ、ステュアートがモンテスキューに会ったとすることの典拠を知らない。

(28) 上注 (19) を見よ。

III 「インダストリの精神」

ステュアートとモンテスキューとは、社会的背景のちがいを別としてともに法曹貴族であった。またこの二人は西欧の諸国を歩いた旅行者だったという点でも相似ている。ただし、モンテスキューがイングランド体験をゆたかに持ちえたのにスペインを見ず、ステュアートは15カ月にわたるスペイン旅行の経験⁽²⁹⁾をその体系のなかに採り入れている一方、スコットランド人でありながら『原理』第1・第2編の完成の段階ではイングランドの土をまだ踏んでいない。そのうえ、ポルドーの高等法院長となったモンテスキューに比べて、ステュアートはその人生の豊熟期を亡命貴族として異郷の流寓に過した。これらの相違点は看過できない。そうしてステュアートは、『原理』の構想のはじめから、それを法学の体系としてではなしに経済学の体系として樹立しようとしたところざしたのである。それは近代社会の歴史的特質に対する彼の洞察と深くかかわるところであり、思想史上でのこのスコットランド貴族にきわめてユニークな地位をあたえるものである。

『原理』は第2編第13章で政治形態の如何が外国貿易におよぼす影響の差違を論ずるにあたって、この自覚を明示している。——すなわち、「ここに採り上げる問題は他の学問 (another science) とかわるものではあるが、われわれの学問 (this [science]) とまったく無縁だというわけではない。わたくしはこの問題を、理論的連環 (connection) のためというよりはむしろ挿絵 (illustration)⁽³⁰⁾ のつもりで提起する。そうしてこの挿絵は、一般的原理の実習として役立つと同時に、これまで重ねられた厳密な推論 (chain of close reasoning) のあとの息抜きともなるであろう」(I, p. 315)。この第13章はスパルタの国制についてのすぐれた叙述を示す第14章につづき、この両章を合わせて、「まえの二つの章は、一般的原理の挿絵としてまた精神的慰安として役立つようとする意図から、いわば深刻なオペラの幕間のファルスとして挿入したものである」(I, p. 346) と、ふたたび断わられている。すなわち、ここでは広義の法学は従なのである。

この、厳密な推論→一般的原理→(経済)科学という用語と方法とは、『原理』ではすでにPrefaceと第1編のIntroductionとで用意されたものであって、一見して『法の精神』のそれとの対照を印象づけるものである。推論の過程をひとつひとつたしかめつつ最終の結論に到達せねばならないとか、『原理』の全体は一連の推論 (train of reasoning) を成すとか、真理 (truth) の連鎖のひとつひとつの環 (the very link of chain) をたどって求めることを目的とするとか、諸原理の明確な演繹 (a clear deduction of principles) を心がけるとか、この原理の演繹とは制度を寄せ集めること (collection of institutions) ではないとか、正しい命題はあまねく (universally) 同意があたえ

注 (29) 『原理』にはスペインの事例はしばしば現われる。本論説の末尾を見よ。

(30) 初版では「余談」(digression)。

られるはずだとか、理論家 (speculative person) は世界市民の立場からこの学問の諸原理 (principles of this science) を引き出さねばならないとかいう表現は、⁽³¹⁾モンテスキューの方法に対するステュアートのそれの截然たる独自性を示すものなのである。

しかし一方、『原理』はモンテスキュー→ヒュームの貨幣数量説を批判するにあたり、「わたくしはみずからの研究の結果として、経済の学問 (the science of political economy) の他のあらゆる分野におけるとおなじく、この〔貨幣価値論の〕分野においても一般的法則というようなもの (such a thing as a general rule) はほとんど定められないと思っている」(II, p. 79f.) と切実に訴えており、同様の表現は Preface にもすでにふくまれている。すなわちそこでは、政策的問題 (political matters) にあっては一般的法則というようなものは樹立しえないとか、一般的法則は付随的事情 (concomitant circumstances) によって無意味に近くなることがあるとか、この点に留意しない、⁽³²⁾フランス人のいわゆる「システム」はたんなる独断であるとかという見解が、明示されているのである。ステュアートはこのように、一面では「一般的命題 (general propositions) にはいたるところに誤謬がひそんでいる」(I, p. 100) ことを警戒したのであって、『原理』の体系を成さしめる方法は、平板に言えば、演繹と帰納との良識的な結合を求めていたのであり、それは「理論と実践とのあいだの大きい隔たり」(II, p. 233) という認識にも整合するものであった。

『原理』における、上掲の spirit of a people ないし spirit of the nations という概念は、こうしたステュアートの方法に叶う独自の概念であり、しかもただちに知るように、彼の学問的目的に向って彼自身による自由な彫塑を許すものであった。

Spirit of a people についてのさきの規定につづいて、『原理』は、この spirit を構成する道徳・政治・生活様式の3要素が、ここに並べた順序で理解に困難を増すと判断し、ここから諸国民間の生活様式の相違にことばを費やしたのちに、「種々の政治組織にかんして一般的に考えてみると、それらが spirit of the people に相応じていることが分るであろう」(I, p. 13) と述べる。『法の精神』での esprit général と『原理』での spirit of a people とが、ステュアートの意識した両者の相違をこえて、深く相関するところのあることは否定できない。しかし『原理』のばあい、spirit の語はさまざまな対象の示す「精神」としても用いられているのであって、とくに、spirit of the liberty, just spirit of manly freedom and self-government, spirit of the times, spirit and manners of the present times, spirit of free government, さらに spirit of industry 等々の用例が多く、それらをつうじておのずから、近代諸国民のそれぞれの manners や政治形態が、古代・中世のそれと段階をこととするものとして示され、新しい世界史的・普遍的

注 (31) 『原理』のふくむこれらの用語や表現については、小林『著作集』V (前掲)、433ページ以下を見よ。『法の精神』の préface にも vérités の chaîne を理解すべきだということばはある。

(32) このことばがなにを対象とするかは明確でない。参考までに、cf. Skinner, Author of a System, *op. cit.*, p. 21 note 5. なお、ヒュームにとっては『法の精神』もシステムであった。

spirit のもとに一括して主題に上せられているのである。『法の精神』の相対主義とその類型論とはこうしてその意義を薄められ、ダイナミックな歴史主義がここに姿を現わす。しかも、いわゆる4段階説の図式のここでの欠落は、「経済学の最初の体系」が歴史主義とともに形成されたという事実をすこしも妨げないのである。いな逆に、4段階説に関心を過度に集中させることは、『原理』の体系の意義を見失わせるというおそれを伴うであろう。

各種の政治組織がそれぞれ独自の spirit of the people に相応じているという、上掲のモンテスキュー的表現につづいて、『原理』はつぎのように述べる。「ヨーロッパの事態はここ3世紀間に大きく変化した。それをもたらしたのはアメリカや両インドの発見、インダストリや学問の勃興、トレードと奢侈の技術の展開、公信用制度の確立、広汎な租税体系の成立である。この変化がいたるところで政治の方式を全面的に変えてしまった。それは封建的で軍事的なものから、自由で商業的なものになった。わたくしは政治上の自由を封建制と対比するのだが、それはもっぱら、封建的形態の重要な部分を成していた、臣下のあいだの連鎖的従属関係がこんにちでは見られないことを示すためである。……こんにちでは、節儉を以て生活する勤勉な人間はみな、ほとんどあらゆる政治形態のもとにあって〔すなわち spirit of a people の相違をこえて〕自由であり独立している」(I, p. 13f.)。——絶対主義下の大陸諸国で勤勞人民の政治的自由が成立していたとするこの認識は、われわれの通念になじまぬところではあるが、かならずしもステュアートだけのものではなく、⁽³³⁾とくに『原理』にあっては、商品生産すなわち政治的自由と観念されていたのであった。それはヒュームの *Political Discourses* の、近代社会を直接に前近代社会に対比させる「推測的歴史」のモデルの、『原理』への投影の結果でもあろう。だが『原理』は、この spirit of the liberty ないし natural bent and spirit of [modern] times (II, p. 53) を、あるいは the total revolution in the spirit of the people of Europe (II, p. 150) を、その特質に即してつぎのように把握しえたのであって、それは経済学体系としての『原理』の基礎を成立させる認識であった。

「われわれは spirit of liberty が国民に生気をあたえると考えてきたのだが、為政者がこの spirit にもとらぬように行動しようとするれば、彼にはつぎの方法しか残されていない。それは貧者 (the necessitous) が働けるようにさまざまな仕事 (employment) をつくり出してゆくことであって、そうすれば彼らの労働によって、耕作者 (farmer) がその剰余生産物と交換に受けとることのできる等価物 (equivalent) が生産されるのである。というのは、farmer は処分できぬものはけっして栽培しないし、また適当な等価物がなければ処分をしないものなのだから。これが、追加の食物を確保してそれを以前には無為に過していた時間の価格として社会全体に配分する、(自由な国家での) 唯一の方法である。……だが他方において、それはあきらかに、労働をしない国民のなか

注(33) スミスもまたそうだったといえよう。彼はフランスとイギリスとのあいだに、「封建制の最後の段階」と近代国家とのあいだの段階的差異をみとめていない。

におのずからひろまっている単純な生活様式を崩壊させざるをえない」（I, p. 35）。ここでの等価物→適当な等価物はやがて貨幣となって有効需要を成立させ、それを為政者の調整の手中におき、それをつうじて、大衆の奢侈である modern luxury (I, p. 430) の全面的展開とともに商品生産（自由人の社会的分業）と大衆的福祉とを実現させる。そうしてそこでは、国民のなかに存在した従属（subordination）と依存（dependence）との関係も、新しい段階に変化する。「封建政治のもとでのきびしい従属は、下層の階級がその生存のために依存を必要としたことから起った……。彼らが土地の生産物を消費できたのは、従属の代償としてであって、土地にその生産物をつくらせるインダストリの報酬としてではなかった。近代の自由（modern liberty）はおなじ階級がインダストリの導入とあらゆるサービスに対する適当な等価物の流通とによって自立したがゆえに得られたものである……」（I, p. 319）。しかもこのような新しい支配・従属関係の成立は歴史の産物なのであるから、「国王たちの権利は……歴史のなかに求められるべきものである。それは、すべての人間を平等ならしめる空想的な自然法から推論されるところの、彼らとその国民とのあいだの黙約（tacit contracts）という想定に基礎をおくものではない」（I, p. 320）⁽³⁵⁾。

こうして、新しい学問である経済学の目的は、「生活資料の一定のファンド」を国民に提供すること、あるいは「社会の欲望を充足するために必要なすべての物資を用意すること」と規定されるにとどまらず、「また住民に（彼らが自由人 freemen であるとして）、彼らのあいだに相互の関係と依存との状態がおのずから形成されるように、その結果各自の個人的利益が彼らを導いて各自の相互的欲望（reciprocal wants）を充足し合えるように、仕事をあたえることである」（I, p. 3）ということになる。すなわち、「自由な社会（free society）の成員を結合させる、かのおだやかな依存関係（gentle dependence）」⁽³⁶⁾（II, p. 81）の実現である。そうしてそこでは利己心（self-interest, self-love）⁽³⁷⁾の原理が、為政者の調整の下でながら、経済活動の発条とならねばならない。なぜなら、人口増加を支えたものは、過去においては奴隷制度ではあったが、こんにちでは商工業なのであり、「人々は昔日においては他人の奴隷であるがゆえに労働を強制されたが、こんにちにおいてはみずからの欲望の奴隷であるがゆえに労働に駆りたてられる」（I, p. 52）のだからである。だがむろん、近代商品生産は自由な労働であるインダストリが担うものであるから、「欲望の奴隷」という表現は比喩にすぎない。近代の自由人のあいだの相互依存関係、欲望の相互的充足を成立させるものは、このインダストリにはかならないのである。近代社会では、諸階級間の相互関係もまた、このインダ

注 (34) 「原理」の奢侈論についての詳細な分析は、小林『著作集』V（前掲）所収の論文Fに見られる。

(35) ただし、「国は、あらゆる人間を結合させる社会契約（contract of society）にもとづいて、この者たちに仕事（employment）を保証する義務を負う」（I, p. 162）。

(36) したがって full employment (e. g. I, p. 117) は為政者の政策目標である。

(37) 「人間は、時代がちがいが国がちがいが風土がちがっても、すべて一様に self-interest, 便宜, 義務, 情熱といった原理にもとづいて行動しているものである」（I, p. 7）。——近代社会の spirit は、風土の相違をこえてこの利己心の發揮を求める。モンテスキューと比較せよ。なお cf. I, p. 28.

ストリによって支えられる (cf. I, p. 86)。『原理』の第1編は「人口と農業」であり、第2編が「トレードとインダストリ」であるが、第1編にもすでにインダストリの原理がつかぬかれており、ここでのファーマーの労働はむしろインダストリである。こうして、自由な商品経済にはインダストリの精神 (spirit of industry) (cf. I, p. 52, 112, 157) が貫徹すべきものであり、spirit of a people の特質は近代社会ではまさに spirit of industry なのであった。

このように、ステュアートはモンテスキュー的用語のなかにヒュームの「推測的歴史」の成果を——スコットランド歴史学派のむしろ主軸として——いっそう発展させた。しかも、こうして構築された新しい経済科学である『原理』の体系は、『法の精神』の世界を、歴史主義の展開のなかで大きく施回させたのであった。ここでステュアートの保守主義をとくにモンテスキューとの対比において検討することは、断念しなくてはならない。しかし、この両者を (いわんやヒュームをそれに加えて) その保守主義という局面で一括するだけでは、理論史も思想史も語れないばかりか、18世紀にあって「貴族としてより多く歴史的な地盤に立つ」ことのできたステュアートの学問的遺産を正当に評価することは不可能であろう。

IV 「歴史の道標」と歴史的洞察

『原理』は精緻なインダストリの概念を基礎とし、これに独自の奢侈論を結合させつつ、近代社会を商品生産というかたちでの社会的分業 (スマスのいう commercial society) の生成という特質においてとらえた。Spirit of industry ということばは、自由な生産者とか、利己心とか、生産者への剰余の帰属とかいう観念を内包しつつ、モンテスキュー→ヒュームを経てステュアートの到達したところを示している。「経済学の最初の体系」は、この到達点で歴史主義的体系として樹立されたのであった。

しかも『原理』の緊密な体系は、全編をつうずる論理的展開そのものを、近代社会の歴史的過程の展開とオーヴァラップさせる。すなわち『原理』は一方では、「本書のなしうるところはせいぜい、近代の政治 (modern policy) のなかでもっとも興味深い領域にかんするいくつかのエレメントを寄せ集めて整理することだけである。その領域とは、たとえば人口、農業、商業、工業、貨幣、鑄貨、利子、流通、銀行、為替、公信用、租税である」(I. p. x) と、その編別構成の順に主題を並べつつ経済学固有の領域の枠取りを宣言しているが、これらの諸「領域」はじつは「寄せ集め」られたものではなかった。そこにはつよい体系化の意思がはたらいっている。すなわち第1編第2章によれば、経済的分析のためにはまず明確な方法 (distinct method) が必要であって、しかもそれは一連の観念 (train of ideas) の継起として示されるのでなくてはならない。ところで、「最近のヨーロッパの政治上の大きい変化」の教えるところによれば、人類は簡素な状態から複雑・洗練の状

態に進歩するという法則に従うから、第1編では「揺籃期の社会」を採りあげて、そこでの労働の起源、食料の供給、人口増加、農工分離、そしてインダストリの原理等の問題を論ずる。第2編ではこのインダストリの原理が自由の翼 (wings of liberty) に守られつつ十分に実現して、トレードが勤勉な人々の労働を世界に向けて送り出す次第を論ずる。ついで「ここ2世紀のあいだに起ったことの見聞」を踏まえつつ、商工業が譲渡 (alienation) と貨幣の流通とを促進した跡を詳細にたどり、第3編で貨幣制度を、第4編で信用を取扱う。そして公信用は課税を必要ならしめたから、第5編で租税の理論が、「この政治的因果の大きな連鎖のなかで」(in this great chain of political consequences) 展開される。「わたくしはこのような歴史の道標 (historical clue) を頼りに、この広大な迷宮をつらぬく大きい道を求めてゆきたい。そうしていかなる個々の区域を観察するにあたって、自分自身の理解の最奥に達するまで、必然の結論から結論へとたどってゆくことにする」(以上, I, p. 19 ff.)。

このように、『原理』にあっては理論の展開が歴史の展開と二重写しになっている。原則と状況、理論と政策、演繹と帰納とは、この二重写しのなかで融合される。だが、ここでの歴史は近代社会の生成史なのであるから、相対主義や類型論の要素は、それ自体としては残存しつつも、普遍史 = 世界史の発展の方向へと吸い寄せられる。Spirit of a people はすべて上記のように spirit of industry をめざす。こうして、『原理』という、原始蓄積過程の理論化の体系⁽³⁸⁾にあっては、経済法則の探究は歴史把握と支え合うのである。この特質においては、総合的社会科学者 (= 歴史家) アダム・スミスの存在はありながらも、『原理』はやはり、マルクスに至るまでのもっともユニークな体系でありつづけるのである。⁽³⁹⁾

しかも『原理』の全5編はその歴史 = 理論的方法にみずからを制約させつつ、まえの編の叙述の隅々にあとの編での展開の予示をふくませるという方法を採用し、諸編はくりかえしをあえてしながらいわば螺旋的に展開する（『国富論』との対比!）のであって、こういう構成は一方では、ヒュームへの批判を意識しつつ、有効需要の維持・創出を目的とする近代的為政者の政策体系の一貫した展開に沿うものでもあった。『原理』の編別構成はそれなりの必然に従うものだったのである。

最後に、『原理』の歴史主義的体系がどういう歴史的洞察・認識とともにあったかを、簡単に検討しておきたい。同時代のいわゆる4段階説における生存様式 (mode of subsistence) の観念がのちのマルクスの生産様式⁽⁴⁰⁾の概念の準備だったとするミークの考えよりも、ステュアートなりスミス

注 (38) 小林『著作集』V (前掲), 42-45ページ, およびIの付論「重商主義」を見よ。

(39) だから、ステュアートはたんなる evolutionist にとどまらない。Henryk Grossmann, The Evolutionist Revolt against Classical Economics, *The Journal of Political Economy*, vol. LI, no. 5-6, 1943 の見解はなお不十分である。

(40) Cf. R. L. Meek: Smith, Turgot and the 'Four Stages' Theory, *History of Political Economy*, vol. III, spring 1971. これは加筆して, Do., *Smith, Marx and After*, 1977 (時永淑訳『スミス、マルクスおよび現代』) に収録。訳者解題における訳者の批判 (366ページ) を見よ。

なりがその叙述のなかに描き出した歴史的過程そのものこそ、唯物史観のための知的遺産としてはたいせつだと思われるからである。

A ステュアートの認識では、貨幣の存在=使用はそれだけでは近代的商品生産の成立を意味するものではなかった。『原理』によれば、旧約の世界のヤコブを族長とする放牧者たちはパンをも食べていたのであって、ここにとうぜん、家畜の一部の商品化ということがあった。したがって「じつのところ、このような初期の時代にも貨幣があり、麻布やふつうの衣類やまだら染めの衣装などの製造品があり、穀物の、また薬味類や香油や没薬の取引もあったのである。……わたくしがこの族長の例に……触れたのはただ、貨幣の使用もトレードや製造業の発祥もあきらかにきわめて古い時代のものであったことを指摘するためであった」(I, p. 30)。しかし他方では、これらの貨幣=貴金属は、古代にあっては広くは流通せずに権力者の手中に蓄蔵された (locked up) のであって、それは、トレードが剰余生産物に対する貨幣所有者大衆の嗜好 (taste) にもとづくのは自由な社会にあってだけのことだからである。こうして古代では、大衆の質素は権力者の巨富と両立したし、この権力者の奢侈は、為政者の操縦する近代のそれが systematical であるのに対して arbitrary であったし、古代の特定の諸都市にインダストリが認められたとしても、それによる富の蓄積はわずかであって、収奪と戦争とによる蓄積はるかに大きかったのであった (以上, cf. I, p. 237; II, p. 141, 430; I, p. 428 f., II, p. 137)。そうしてこの事態はこんにちのスペインの現実でもある (cf. I, p. 396 f.)。

そこで、古代における金銀の蓄積はそれ自体としてはきわめて大きかったと見ることができる (cf. II, p. 135 ff.)。ローマ人がギリシャの世界から継承した貴金属は新大陸がヨーロッパにもたらしたものと量において比肩しえた。これがローマの権力者の大浪費を生んだのであったが、それは大衆のあいだに貨幣を流通させて必需品の価格を高めるには至らなかったし、古代社会の崩壊以後はまたしまい込まれた。したがって、近代にはじまった「インダストリの拡大を求める広い風潮こそが、これほど多量の貨幣を流通にもたらした事情なのであって、アメリカの発見がその原因ではなかった。……アメリカの富はヨーロッパの洗練の原因ではなかった。そうではなくて、市民的自由 (civil liberty) が拡大したがゆえに、いつの時代にも人間の渴望の的だったところの財宝の所有者たちに、以前にはもっとも富裕な者たちのきわめて大きな財産の一部を成していた、人々のサービスを購入するために、彼らの金庫を開かざるをえなくさせたのである」(II, p. 140 f.)。——これが、根拠を以て重商主義者と呼ばれるステュアートの、財宝にかんする深い歴史的洞察であった。

B 以上は、前近代と近代との基本的相違を商品生産の展開という一点に即して洞察しえた、『原理』の経済学体系の貢献である。それなら、前近代社会から近代社会への移行、広義の奴隷制から自由な生産者たちの社会への移行は、おなじ古典ではどのように捉えられているのであろうか。

為政者の政策プランとして『原理』の描くところによれば、最初に農業が振興されなくてはならず、gentleman に満足があたえられなくてはならぬが、つぎには国内に製造業を導入すべきである。それによって農工分離 = 商品生産がはじまるが、こうして新たに都市人口を形成する者以外にも、「農村で製造業をいとなみ、同時に、適当な土地があればそれを利用して菜園をつくり、畜牛のための牧草を育て、さらには自分自身の生活に必要な幾種類かの果実を生産する者もいるであろう。」これはもはや純然たる農業ではない。農業はここでは二次的な意義をしか持たず、これらの住民の目的はそのトレード（すなわち製造業）にある。ここでは小面積の土地が小占有地に分割されるが、そこに spirit of industry が保たれるかぎり、この事態はやがて、一方では改良された小占有地の地主農場への編入が、他方ではおそらく農村の製造業のいっそうの発展→独立が生ずる。「このような方法によって、イングランドの毛織物製造業が、アイルランドやスコットランドの麻織物製造業が、大いに発達したのである。」そうして最後に、農場は広大となり、都市は膨張する（以上、cf. I, p. 111 ff. なお cf. p. 137 f.）。こうして商品経済は完成に向い、インダストリの対象としての農業もまた製造業となる（cf. I, p. 359）。

この叙述は政策と基礎過程とを混淆させながらも、農村マニュファクチュアとエンクロージュアとの展開のからみにおいて近代産業の全面的開花のプロセスを描いたものであって、『原理』はこれと整合しつつ、中世都市の諸特権団体（corporation）から近代産業の基幹が成立するという通俗的見解には一貫して無関心である（cf. Bk. II, Ch. 23）。もとより、『原理』には資本制生産様式の明瞭な認識はまだないけれども、近代的生産力の起源についての認識は、この生産力自体が貨幣の流通をひきおこすという上記の認識とともに、明確につらぬかれていたのであった。『原理』における外国貿易の重視という態度は、これらの認識とともに理解されねばならない。それは原始蓄積の過程のすぐれた自己認識であり、それゆえにこそ『原理』の体系を歴史主義的体系としたものであって、これに比べれば『国富論』第3・第4編におけるすぐれた歴史認識といえども、他方ではこの自己認識の忘却と結合していたのであった。

C ステュアートのスペイン体験は、さきに指摘したところとも結合しつつつぎの認識を生んでいる。「ロンバルディアの諸都市の、ましてやスペインの水利に富む地域の諸都市の、規模の大や人口の稠密を、彼らを維持する〔周辺農村〕地域の住民の数と比べてみると、前者の割合はきわめて大きくて、フランスやイングランドでのその比ではない。そうして、後者の二王国におけるこの割合はまた、さらに北方の国々におけるそれよりもはるかに大きい。北方では、土地の生産物はその生産に投じられる労働の割にはもっとも少ないのである。そこで、……気候風土が人間の労働の促進に寄与するところが大きければそれだけ、生産物は自生的な性質を帯びてくると考えてよからう」（I, p. 61）。——この注記にはつぎの文章がある。「われわれは、工業と製造業とが国の非農業人口（free hands）の従事すべき職業であると述べておいた。したがって彼らの割合が最大の

ところでは、工業がもっともよく繁栄するはずである。すなわち、住民が自生的な果実で生活する国々において〔こそそうなるはずである〕。しかし事實はことなる。なぜか。そうなるのを妨げる、おなじ重要性を持つ別の事情があるからである。これらの人々は欲望というものを知らず、しかも欲望こそがインダストリへの拍車なのである。』

スチュアートはスペインで見たものを古代史の知識とオーバーラップさせているように思われる。類型と発展とはここで混淆するが、それは近代的生産力を支える人間類型の認識へとつながるであろう。のちにフリードリッヒ・リストはこの認識においてスチュアートを継承しつつ、マックス・ヴェーバーの出現を俟ったが、この認識の線上にモンテスキューは生き残ったといえるであろう。⁽⁴¹⁾*

(大東文化大学教授)

注 (41) Cf. Fr. List, Die anonyme Statistik gegen das Nationale System der politischen Ökonomie, Lists Werke, VI および小林『著作集』VII (FF. リスト研究』〔2〕), 134 ページおよびとくに179ページ以下を見よ。

* 成稿にあたり、杉山忠平・津田内匠両教授にとくに感謝の意を表します。